

## 第一種区域(住宅防音工事補助対象エリア)の見直しに向けた「ご賛同」のお願い

現在、国は、住宅防音工事補助の抜本的な見直しを行うため、その前提となる“騒音度調査”を、全国の各基地について、順次進めています。

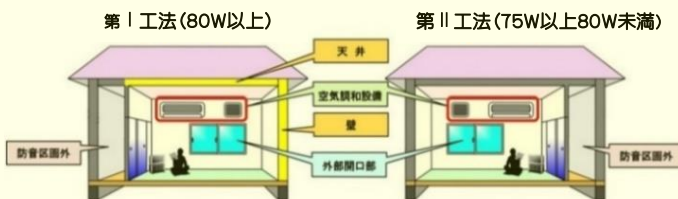
一方、横田基地では、常駐する輸送機や散発的に飛来する戦闘機の轟音に加え、CV-22オスプレイの重低音など、受忍限度を超える騒音が常態化しているにもかかわらず、この“騒音度調査”が未だに開始されていません。

このため、当会では、このたび結成された「騒音対策を考える会」(裏面参照)と連携し、その早急な開始を国に求める“要望書”の趣旨へのご賛同を周辺住民の方々にお願いする活動を始めました。

騒音の実態に見合った施策が速やかに講じられるよう、おひとりでも多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

**当会あての「賛同はがき」をご投函ください！！**

区域指定された場合、国の補助金(補助率100%)で次のような工事ができるようになります！！



- ✓ 窓類を、遮音性能の高い防音サッシ等にリニューアル
- ✓ 天井・壁の貼替え(防音仕様への改造(第Ⅰ工法区域))
- ✓ エアコンの設置(対象区域に応じ最大4台又は2台まで)

【施工例】

施工後(防音用サッシ)

施工前(一般用サッシ)



— 横田・入間基地周辺住宅防音工事協力会について —

当会は、横田基地及び入間基地周辺で施工される住宅防音工事に関し、関係諸官庁への要請、住民への協力等により、地域の住環境の改善を図ることを目的とする団体です。また、地元住民組織(基地周辺の騒音対策を考える会)や、全国各地に所在する他の基地周辺の防音工事協力会とも連携を図りながら、住民本位の施策の実現を目指した活動を展開しています。

防音工事に関する施策その他掲載内容  
についてのお問合せは

協力会事務局 (TEL) 042-519-2564

又は

(e-mail) [kyouryokukai@daichou.co.jp](mailto:kyouryokukai@daichou.co.jp) まで

横田住防通信 Vol.1/2024. 創刊号

9月1日 発行(不定期刊)

# 横田住防通信

Vol.1/2024. 創刊号



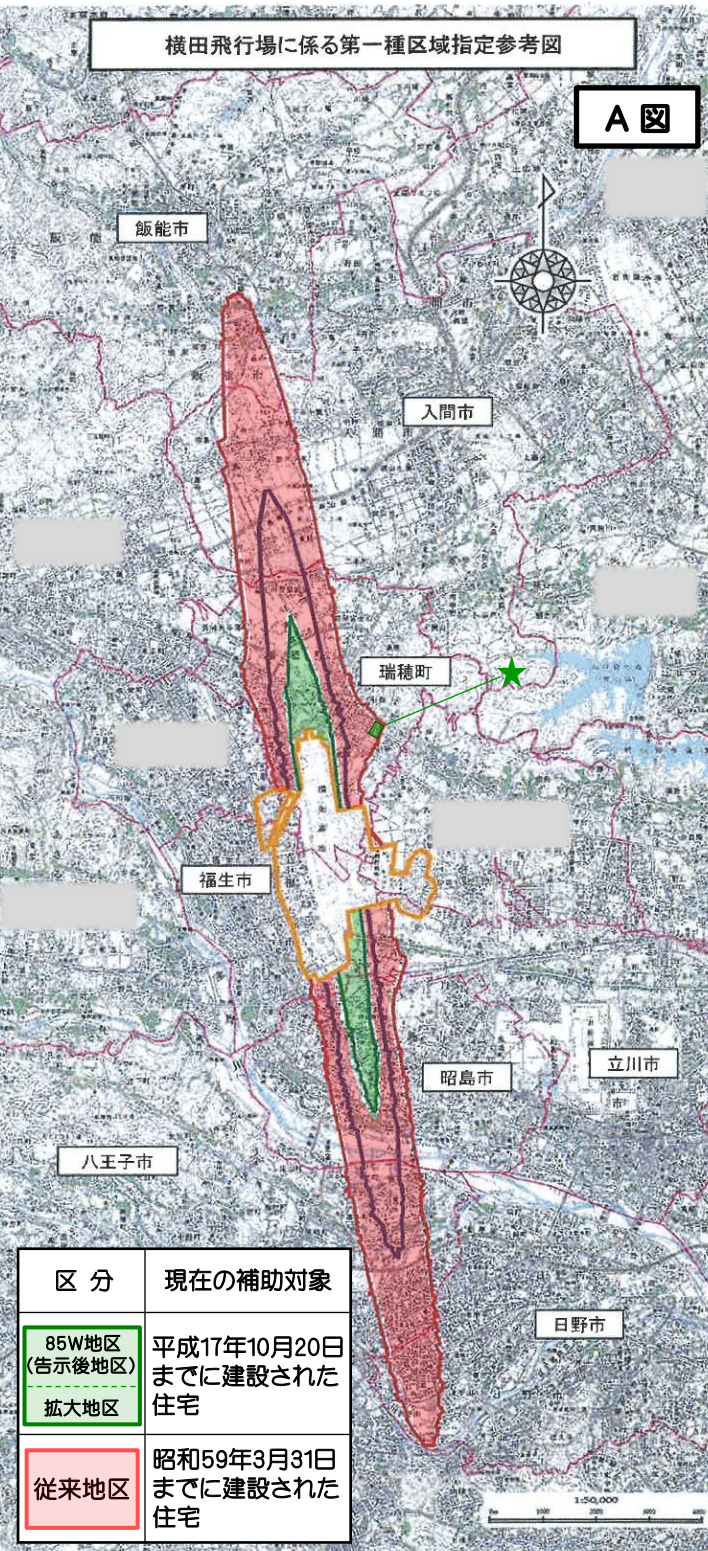
横田・入間基地周辺住宅防音工事協力会

〒196-0003 昭島市松原町 4-11-12

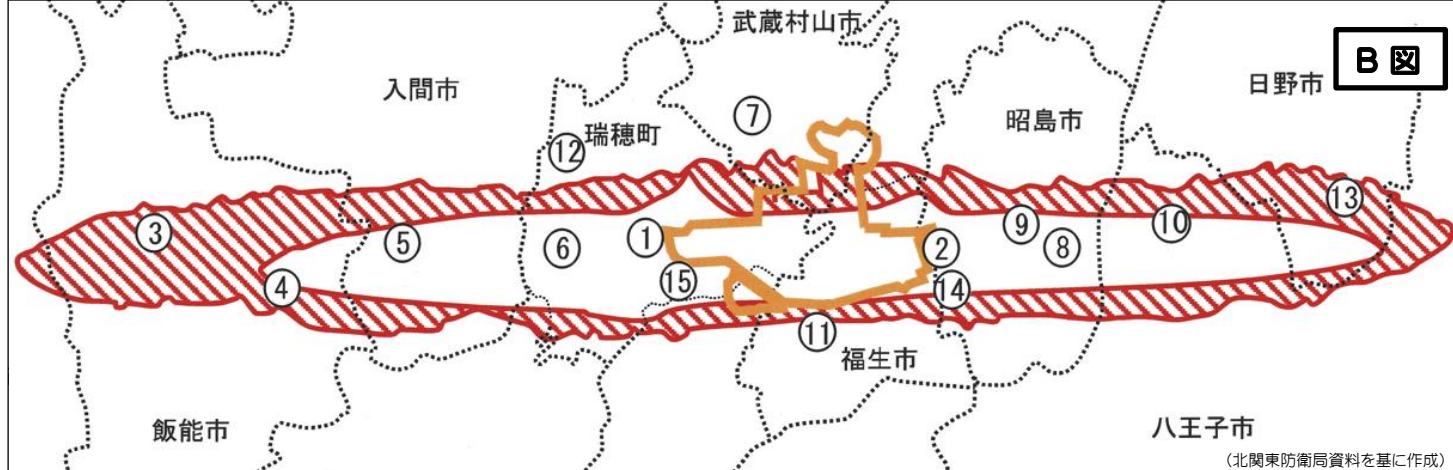
TEL 042(519)2564

横田飛行場に係る第一種区域指定参考図

A 図



区分	現在の補助対象
85W地区 (告示後地区) 拡大地区	平成17年10月20日 までに建設された 住宅
従来地区	昭和59年3月31日 までに建設された 住宅



B 図

(北関東防衛局資料を基に作成)

### 住宅防音工事補助対象区域について

横田基地周辺での住宅防音工事への補助は、現在、左の「A図」で基地の南北に伸びた“赤色の実線の内側に所在する住宅”を対象に行われています。  
以下では、この現在に至るまでの経過と、その中で生じた問題、さらに今後の方向性について整理します。

#### 《指定の経過》

区域指定は昭和54年に始まり、基地に近い地域から外側に順次拡大され、昭和59年に最大(B図の斜線部分を含む赤色の線内)となりました。その後、国は、航空機の性能向上等による騒音の相対的低下を踏まえ、平成15年度から2箇年をかけ騒音度調査を行い、平成17年10月に区域の見直しを実施しました。その結果が、A図に示す現在の対象区域です。

#### 《問題の生起》

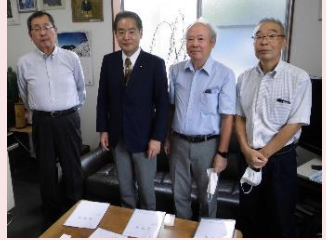
平成17年の見直しにより、B図の斜線内の区域が指定解除(補助対象外)となりました。一方、この広範な区域が対象外となる中で、騒音度調査の結果、それまで対象外だった地域のごく一部(A図の☆印で示す部分)のみが新たに「**拡大地区**」として対象とされることとなりました。では、何故この様に基地からより離れた地域だけが新たに対象となるという“**逆転現象**”が生じたのでしょうか。  
その理由は、国がこれまで採ってきた指定の仕方が『**追加告示方式**』だったためです。これは、基地を巡る騒音訴訟の中で国が論拠とする“**危険への接近理論**”、つまり、騒音があるのを承知で住み始めた、との理屈に拠るものですが、一方で、A図のうち基地の南北の緑色の線内は、騒音度が相対的に高いこと(85W以上)を理由として、前述の「**拡大地区**」と同様に、平成17年10月までに建設された住宅が補助対象となっており、“**危険への接近理論**”は、事実上その合理性を失っているともいえます。

#### 《今後の方向性》

平成17年の見直しで、このような問題が生じてしまいましたが、これを解決する方法は唯一、『**指定再告示方式**』による**早急な見直し**を国に行わせることです。この方式で見直しが行われれば、A図の赤色の線内にある**築年が昭和59年4月以降の住宅**と、緑色の線内にある**築年が平成17年10月21日以降の住宅**も、その大多数が、国の**全額補助**で防音工事(窓サッシ・玄関ドアの更新、エアコン新設等)ができるようになる見込みです。  
当協力は、この早急な区域見直しの実現に向け、今後も精力的に活動を続けていくこととしています。

### 「騒音対策を考える会」が発足・活動開始

7月30日、横田基地に係る住宅防音工事補助対象区域所在自治体の地域で騒音被害を受けている方々による「横田基地周辺の騒音対策を考える会」が結成されました。  
同会は、周辺の騒音対策について、自治体等との意見交換や国への陳情・要望などを柱に掲げ、その活動に賛同する者をもって組織する任意団体です。  
8月31日、武藤会長ら役員は、地元選出の井上信治衆議院議員を訪ね、平成17年の見直しでマンションの敷地内が告示線で分断され、住民に不公平が生じている問題を解決するための、令和7年度からの騒音度調査を求める要望書を手渡しました。  
訪問後、武藤会長は、「騒音の実態に即した施策を早急に講じてもらうため、協力会と連携し、関係先への要請を更に進めていきたい」と述べました。



(左側から) 武藤会長・井上議員・古家副会長・高山幹事